

旭川市特別職報酬等審議会 第5回 会議

1 第4回会議の記録（13：58）

第4回会議の記録の確認を行い、速やかに会議録を公開することとした。

2 議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額に係る答申書について
（14：00）

会長 前回の第4回会議で確認した答申書の骨子をベースに答申書の案を配布したので答申書案について事務局から説明を願う。

事務局
総務部次長 （答申書案について事務局から説明）

会長 事務局から説明があったとおり、前回の会議で会長試案として答申書の骨子を示し、委員の皆様からいただいた意見をもとに、会長試案から一部記載を変更の上、必要な加筆を行い、体裁を整えたものを本日配布したところである。ここで、答申書案について御質問、御意見などがあれば伺う。

委員 3ページ目の(2)ウ及び(3)アに「常勤特別職」と記載されているが、この「常勤特別職」という言葉が何を対象としているのかが分かりにくいと思う。おそらく市議会議員を除く場合を「常勤特別職」としていて、市長を含める場合は「市長等の常勤特別職」としているとは思うのだが、どのように使い分けているのか。

事務局
総務部次長 言葉の使い方ということで、調整させていただきたい。

会長 この部分については、もう一度事務局で整理していただくこととし、それ以外について訂正等なければ、先ほどの内容を一部訂正したものを次回の会議で確認の上決定していくということによいか。

（一同了承）

会長 それでは議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額についての答申内容については、次回の会議において、正式な答申として決定させていただくということによろしくお願いしたい。

3 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法に係る審議資料について（14：14）

会長 続いて、行政委員会委員の報酬の額及び支給方法についての議論に入る。前回の会議において各委員から要求のあった資料について本日配布しているので事務局から説明願う。

事務局
総務部次長 （資料について事務局から説明）

会長 ただいま、事務局から資料について説明を受けた。前回の会議においては、各委員から各行政委員会委員の業務内容や活動内容について質問があり、それらの質問に対する回答をまとめたものがこの資料ということになる。

また、前回の会議において、各行政委員会委員について皆様から様々な御意見をいただいたが、その中でも選挙管理委員会については、選挙のある・なしでその活動状況に変わりがあるのか、農業委員会については、委員37名の中で一度も委員会に出席していない委員がいるのか、また、各市において部会を設置する基準があるのか、など、この2つの委員会について特に御意見があったと思う。

そこで、意見の多かった選挙管理委員会及び農業委員会について、今回、それぞれの委員会の事務局に出席いただき、今回提出のあった資料に加え、前回会議の意見に対する更なる回答や、各委員会の委員の活動実態などについて、特に説明を受けたいと思うが、よろしいか。

(一同了承)

会長 それでは、選挙管理委員会事務局から説明願う。

(選挙管理委員会事務局から説明。)

会長 次に、農業委員会事務局から説明願う。

(農業委員会事務局から説明。)

会長 資料の説明及び選挙管理委員会、農業委員会について、それぞれ事務局から説明を受けたが、委員の皆様の意見を伺う。

委員 各行政委員会の委員の報酬については、所管する部局が報酬額を決めるのであって、この審議会で額を提示して、所管する部局がそれを採用するという決め方ではないという認識でよいか。

事務局
総務部次長 行政委員会の委員の報酬は、他都市の状況等を参考にしながら市として額を決め、議会に諮って決めていくもの。例えば、平成22年の報酬審議会においては、(教育委員会委員等の報酬を)引き下げるべきという答申がなされ、その答申を受けて市が引下げ幅を決定し、議会に諮って決定した。

委員 農業委員になるための資格はどのようなものが必要か。何らかの形で農業に関係している人となるのか。

農業委員会
事務局 以前は選挙により決定していたが、平成28年度から制度が変わり、地域の農業者や農業団体等から募集し、市長が議会の同意を得て任命している。法律上、農業委員会の職務を適切に行うことができる者とされており、原則半数以上の者が認定農業者となるようにしなければならない。また、農業委員の業務に関し利害関係のない者が含まれるよう任命しなければならない。

委員 市長が任命するとのことだが、市長が実際に1人1人面接などを行っているのか。

農業委員会
事務局 これまでは選挙により決定していたが、推薦された者の中から市長が一定程度の選考を行い、議会の同意を得て市長が任命することとなった。

委員	<p>この間、農家や農業に関わっている人に話を聞いたが、そろえて言うのは、農業委員はいないと困るということ。また、農業委員を選出するのも大変であり、報酬も少ない。自ら農家を営みながら、さらに農業委員の仕事をこなすのは非常に大変とのことであった。</p> <p>また、選挙管理委員会委員については、選挙がなくても、解散等によりいつ選挙があるかわからない中で、有権者数の把握などは常日頃から行っていないければならず、大変なことだと思う。</p>
会長	<p>農業委員会であれば、資料の16ページにあるが、委員の活動実績について一番少ない人で10日、多い人で31日とばらつきがある。旭川市の場合、広いということから、37名と人数も多い中で、地域によって委員の忙しさも違うという特徴を持っている。それを一律にならして報酬を決定しているということも念頭に置きながら議論を進めていきたい。</p>
委員	<p>農業委員会について、農地部会と農政部会とがあるが、違いはどのようなものか。</p>
農業委員会事務局	<p>農地に関して、農地部会は市街化区域以外を担当。農政部会は市街化区域内を担当している。農業者年金関係業務は農政部会が担当。市長への意見提出等は農政部会が担当している。</p>
委員	<p>対象となる土地が、市街化区域内か区域外かによって部会で担当が分かれるということか。</p>
農業委員会事務局	<p>部会を開いて、議決しなければならないことについては、地域ごとに行うが、農地利用状況調査や農業者からの相談などは、それぞれ農業委員が、担当区域ごとに行っている。</p>
会長	<p>他に発言がないようなので、選挙管理委員会、農業委員会について事務局から説明を受けることについては、ここで終了する。事務局の皆さんはここで退席願う。</p>
<p>(選挙管理委員会事務局，農業委員会事務局が退席)</p>	

4 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（14：46）

会長	<p>それでは、具体的な審議に移るが、本日の審議に当たって、先ほどの事務局からの追加資料の説明にもあったとおり、現行の報酬の支給方法については、行政委員会委員の職責や負担等を考慮し、月額報酬を基本として考えるが、職務の性質などにより、活動頻度が低い公平委員会については月額報酬がふさわしいという内容で、平成22年設置の審議会の答申を受け、月額に見直しを行っているということ。また、この考え方については、行政委員会委員の報酬に係る最高裁判決とも合致したものであること。現行の報酬制度については、中核市との比較において、著しく異なるものではないこと。前回設置の審議会では、平成22年設置の審議会の答申を受け、改定を実施してから行政委員会委員の報酬を取り巻く状況に大きな変化がないことを考慮し、その支給方法及び額については、据え置くべきとの結論に至っていること。</p> <p>以上の3点を、本審議会としての議論を進める上での前提としていかなければ</p>
----	---

ばならないと考えている。

平成22年設置の審議会においては、各行政委員会に対するヒアリングを実施し、各行政委員会の活動内容の把握を行った上で報酬の支給方法と額の見直しを実施しており、各行政委員会の活動内容を踏まえた報酬制度の在り方については、今回配付された資料の最終ページにある、平成23年答申のとおりにより一定の考え方の整理がなされているところである。

また、平成25年設置の審議会においては、平成23年の答申から平成25年の審議会設置までの間における行政委員会委員の報酬を取り巻く状況の変化、特に平成23年12月の最高裁判決やその後の他の自治体の報酬の改定状況などを勘案し、現行の報酬制度が、適正なものとなっているかどうかについてを中心に、議論を進めたところ、据え置くべきとの結論に至ったところである。

したがって、今回の行政委員会委員の報酬に係る審議についても、平成23年の答申における報酬制度の在り方をもとに、前回の答申から今回の審議会設置までの間における行政委員会委員の報酬を取り巻く状況の変化や、他の自治体の報酬の改定状況などを勘案し、現行の報酬制度が、適正なものとなっているかどうかについてを中心に、議論を進めることとしたい。

この後、委員の皆様から御意見をいただき、意見の集約が図られるものについては、答申書に盛り込むこととし、意見が一致しないものについては、答申書に記載しない、少数意見として記載する、今後の検討課題とする、のいずれかの形で整理することとしたいと思うが、よろしいか。

(一同了承)

会長 それでは、そのように議論を進めていく。なお、本日の会議において、本審議会における意見の取りまとめまでを行いたいと考えており、審議の時間に限りがあるので、現行の報酬の支給方法についての評価、現行の報酬額の水準についての評価、その他行政委員会委員の報酬や活動に対する意見、の3つの論点に絞って、各委員の意見を伺いたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

会長 ではまず、現行の報酬の支給方法についての評価について意見を伺いたい。

委員 現行のままでよいと思う。

会長 公平委員会等日額に変更したものもあるが、それ以外については月額という現行の支給方法のままでよいということによろしいか。

(一同了承)

会長 それではそのような形で答申書に反映させていきたいと思う。
次に現行の報酬額の水準についての評価について意見を伺いたい。

委員 額を改定するとなると、改めて報酬額を全部調べ直す必要が出てくるのではないかと思う。そこまでする必要はないかと思う。

委員 識見監査委員の報酬額について、旭川市の165,000円に対して、中核市平均は149,407円であるが、道内主要市平均は198,250円となっている。前回意見を述べたとおり、旭川市も道内主要市平均額の水準くらいまでは上げていいのではないかと思っている。他の行政委員の報酬でも、ここまで中核市平均と道内主要市平均とで差があるものはないかと思うが、なぜこのような状況になっているのか。

事務局
総務部次長 公認会計士を含め、識見の監査委員の担い手が少ないという状況が、理由の1つとして考えられると思う。

委員 市内の公認会計士の数で決まってくるのではないかと思う。

委員 農家の方からは農業委員の報酬を上げてほしいという話もあった。厳しいとは思いますが。

委員 農業委員会についてホームページ等を見てみたが、高齢の委員の人が多いように思う。報酬を上げるというのは、市の財政状況等も考えると難しいとは思いますが、若返りについて今後考慮すべきことだと思う。

会長 報酬を上げるとすれば、会長と委員の両方か、それとも委員のみか。

委員 両方とも考慮すべきかと思う。

委員 委員に定年制はないのか。若返りを図るのであれば、委員の仕事に関して言えば、定年制を導入することである程度若返りが期待できるのではないか。

会長 旭川は経営農家も多く、農業委員に定年制を導入してしまうと、ますますやり手がいなくなり、逆効果の部分もあるので考慮はしなければならないと思う。ただ、この定年制の議論については、この場で議論すべきものとは違うと思うが。
この農業委員について、皆さんの意見が一致して、額を上げていくとすれば、額として決めていかなければならないと思うが、まず、農業委員会の委員と識見の監査委員についてはいろいろと御意見があったが、それ以外については据置きという形で整理してよいか。
それとも全員据置きとし、答申書に何らかの意見として付けていくということもできるかと思うがどうか。

委員 この委員会として額を答申するという方法はあるのか。

委員 あってもいいのではないか。

事務局 平成23年に行っている答申の時にも、額を具体的に決めるのかどうかと、何パーセントの削減とするのかという議論があったが、結果としては意見の一致には至らなかったため、具体的な額の答申にはならなかった。
その中でパーセンテージをどうしようかという議論になり、3%、6%、9%、10%の削減という意見が出され、意見の一致には至らなかった。結果として答申の中に入れるという時には、資料22ページの平成23年の検討結果の(2)にあるように「一律で3%から10%の範囲内で減額すべきであること」とし、具体的なパーセンテージについては、市長の判断でという形で話がまとまった。

委員 意見の一致を見れば答申はできるということ。

会長 これまで、監査委員の識見選出の委員と農業委員会委員について御意見があり、この2つについてどのように取り扱っていくかということになる。意見の一致を見れば、答申に書いていくことになっていくが。

委員 農業委員については、中核市の平均を考慮すべきとし、識見の監査委員については、道内平均を考慮すべきと書いてもいいのではないか。

会長 この委員だけ特に額を上げるということになれば、なぜこの委員だけ上げるのかということに対し、それなりの説明が必要になってくる。なぜ平均的な額まで上げなければならないのかなど。資料12ページには農業委員会委員の委員報酬に対する評価が記載されており、農業委員会の1つの見解として「他の中核市や道内主要都市の平均を下回っており、委員の報酬額を相当程度引き上げることが妥当である。」となっており、我々としてはある程度尊重していくべきかも含めて考えていかなければならない。

監査委員の方では、「監査委員の現在の報酬額についてはおおむね妥当と考えている。」というのが監査委員としての意見である。これらも頭に入れながら、どのような形で取りまとめていくか、意見の一致が見られなくても、このような意見があったということは書くことはできる。全体として据置きにしておいて、この2つの委員に関して意見を個別に書くという事はあり得ると思う。

委員 公認会計士も増えているし、監査委員については書かなくてもいいのではないか。

委員 道内主要市の農業委員会委員の報酬額と比べてみると、会長職についてはそれなりの額となっているが、委員については低い。

委員 農業をやっている友人によると、農業の集約化もあり、ますます忙しくなっていると聞く。その中で、若い人たちがこういった公的なものをやるのはほぼ不可能な状況。そういった中で、動機付けになるように報酬を上げたらよいという発想も分かるが、それが本当に若い人たちへの世代交代につながるのかというと、それだけでは足りないのだと思う。ベテランの方が農業委員といった役割を担うというのは、賢いやり方なのかと思う。よってこの議論をするには、もう少し生の声や実情を聞き取る必要がある。

会長 このまま放置しておくわけにはいかないが、構造的な問題があつて、お金を上げたら済むという訳ではないとなるかもしれない。

委員 他の委員と比べて、農業委員は、活動回数においても委員同士の格差が大きく3倍近い差がある。そこは是正してあげないとかわいそうかなという気がする。全体的に底上げするというのも1つの案だとは思いますが、地区によってばらつきがあるので、その辺を少し考える必要があると思う。

会長 全体を底上げすればよいというわけではなく、先ほどの議論にあったような問題を考えていくとなると、いくら上げるのかや何パーセント上げるのかといった部分を全会一致により、上げるとするのは厳しいと感じている。

よって、全体として据置きという中で、特に農業委員については、意見の一致を見ないのだけれど、今すぐ上げるということではなく、今後見直さなければならないという意見は付けたほうがいいのではないか。このまま放置しておくべきではないと。そういったことを注意というか意見として上げるという方向で整理をしたいと思うがいかがか。

(一同了承)

会長 それでは、全体として据置きとさせていただきながら、農業委員会委員については意見を付させていただくということで、整理させていただきたいと思う。

会長 次にその他の行政委員会委員の報酬や活動に対する意見ということで、前回の答申書でも附帯意見が付されている。今回についてもこういった意見を付けるかどうかについて、意見等あるか。

委員 今回も付けた方がよいと思う。

会長 前回の答申書と同じような形で附帯意見を付けるということによろしいか。

(一同了承)

会長 ここまでの議論について整理、確認すると、報酬の額及び支給方法については現行どおりとし、現行の報酬額の水準については、据置きとするが、特に農業委員については今後見直しをしていかなければならないという意見を具体化して文章化する。附帯意見については前回のものを踏襲して付す。そのような形によろしいか。

(一同了承)

会長 それではそのような形でとりまとめることとする。
答申書は、本日の議論の結果を書き込む形を基本としながら、冒頭に審議に至るまでの経過や審議に関わり参照、検討した事項などを記載することをイメージしている。

次回の会議までに行政委員会の委員報酬についての答申書の案を示したいと考えているが、よろしいか。

(一同了承)

それでは、そのように進めさせていただく。

5 今後の日程等について（15：15）

会長 次回は8月2日（木）の午前10時から開催させていただくということで、よろしいか。

(一同了承)

会長 この日の会議において、答申書を確定し、その後、市長に答申書を手渡すこととする。

(15：17)